

## 「もみじ台地域の既存資源活用方針（案）」に対する ご意見の概要と札幌市の考え方

「もみじ台地域の既存資源活用方針（案）」について、平成23年7月27日（水）から平成23年8月25日（木）までの30日間、市民の皆様からのご意見を募集いたしました。

この方針案の修正はありませんが、お寄せいただいたご意見については、今後のもみじ台地域のまちづくりを推進していく際の参考とさせていただきます。

また、本資料において、お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する札幌市の考え方を報告いたします。

なお、ご意見については、趣旨が変わらない程度に要約しておりますことをご了承願います。

今後とも、札幌市のまちづくりに対して、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【目次】

- 1 意見募集実施の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 意見の内訳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 3 意見の概要と札幌市の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ P2～18

平成23年（2011年）9月

札幌市

## 1 意見募集実施の概要

### (1) 意見募集期間

平成 23 年（2011 年）7 月 27 日（水）～平成 23 年（2011 年）8 月 25 日（木）  
（30 日間）

### (2) 意見募集方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

### (3) 資料配布場所

- ・ 市民まちづくり局都市計画部地域計画課
- ・ 総務局行政部行政情報課（市政刊行物コーナー）
- ・ 各区総務企画課
- ・ もみじ台まちづくりセンター

## 2 意見の内訳

### (1) 意見の提出者数及び意見提出件数

- ・ 意見提出者数（団体も含む） 28 人
- ・ 意見提出件数 40 件

### (2) 提出媒体別意見提出者数

提出方法	意見提出者数
持参	3 人
郵送	17 人
ファックス	4 人
電子メール	4 人
合計	28 人

### (3) 分類別意見提出件数

意見の分類	意見数
旧小学校の跡利用計画について	26 件
方針案の内容に関する意見	(20 件)
旧小学校の跡利用に関する提案等	(3 件)
検討過程に関する意見	(3 件)
もみじ台管理センターの活用について	3 件
その他の意見	11 件
旧小学校の暫定利用に関する要望等	(2 件)
市政全般に関する意見・要望等	(9 件)
合計	40 件

### 3 意見の概要と札幌市の考え方

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
方針案の内容に関する意見 (20 件)		
1	<p>基本案が既に発表されている以上、それにのっとり実行すべきである。</p> <p>また、地域住民の交流の場としても、立地条件が悪い。旧小学校の所在場所は、もみじ台地域の南端及び北端に位置し、コミュニティーホールとしても、高齢者が中心の住民は非常に利用が難しい。</p> <p>現在、「特別養護老人ホーム」又は高齢者施設への入所希望者が増加しており、入所困難な状態と聞いている。また、保育園・幼稚園が不足し、待機児童が増えていると聞いている。老人が幼児と共同で日中を過ごすことは、潤いや安らぎを得ることになり、幼児にとっても楽しい毎日を過ごすことになる。それができる事業者選定ができれば良いと思う。</p>	<p>旧もみじ台小学校及び旧もみじ台南小学校（以下、「旧小学校」という。）の跡利用については、「もみじ台地域の既存資源活用方針（案）」（以下、「本方針案」という。）のとおり、民間事業者から公募を行う予定であります。</p> <p>民間事業者の選定にあたっては、審査委員会を設置し、地域まちづくりへの貢献等の評価基準を設けて、総合的に最も評価が高い民間事業者を選定する予定であります。</p>
2	<p>「公共施設として利用する予定がないこと」とあるが、市長公約のマニフェストには、地域住民が要望しているいろいろな施設・支援策が提示されているので、積極的に施設を導入するよう検討すべきではないか。</p> <p>学校跡利用計画において、札幌市の進め方は住民との協議もせず、一方的に「札幌市の基本的な考え方」を提示し、それについて意見を聞くのみであった。地域住民に関連情報を出し、現実の状況を示し、共に考えるという基本理念を無視して行われた。自治基本条例を踏まえたとは到底考えられない。</p> <p>札幌市は、旧もみじ台小学校を民間事業者に、学校用地評価額から解体費を引いて、5,200 万円で売却しようとしている</p>	<p>これまでに本市の公共施設として活用できないか、もみじ台まちづくり会議地域まちづくり部会（以下、「地域まちづくり部会」という。）等が出されたご意見を踏まえ、本市の内部で検討してまいりましたが、活用できないという結論に変わりはありませんので、ご理解願います。</p> <p>本方針案の「4 旧小学校の跡利用計画」は、民間事業者に求める内容を示しており、これまでの地域まちづくり部会等でいただいたご意見を踏まえて作成したものであります。</p> <p>これらの本市の取組については、札幌市自治基本条例（平成 18 年条例第 41 号）の趣旨に沿ったものと判断しております。</p> <p>譲渡価格は、民間事業者を選定する際</p>

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
	<p>る。民間事業者にプロポーザルを求めるのであれば、有効活用する校舎も含めて評価させ、譲渡価格を決めさせるべきである。札幌市は、学校跡地及び校舎一式を安く売却して、民間事業者にどのようなノウハウを求め、資金をどのように活用して、地域の課題解決や活性化を図ることができるのか、確実に明解な取り決めができるのか。民間事業者は、本業を最優先し、その余裕のなかで一般的な社会貢献をするのが限界で、地域の課題解決は無理ではないか。</p> <p>以上のように考え合わせると、初めから住民と十分な話し合いをすべきである。</p>	<p>の評価の視点の一つとしており、本市が最低価格を提示したうえで、民間事業者から買取希望価格を提案していただくものです。民間事業者の選定にあたっては、審査委員会を設置し、地域まちづくりへの貢献等の評価基準を設けて、買取希望価格も含めて、総合的に最も評価が高い民間事業者を選定する予定であります。</p> <p>また、公募にあたっては、「4 旧小学校の跡利用計画」の「(3)地域連携・貢献の内容」を提案するよう、民間事業者に対し求める予定です。</p>
3	<p>公立のコミュニティセンターとしての設置を切望し、平成22年3月以来、たび重なる意見交換をしてきましたが、平成23年8月4日開催の「小学校の跡利用に関する提案への説明について」を区切りとし、行政の方針に沿ってこれは断念することにした。今後は、本方針案4- (1)・(2)・(3)・(4)の主旨を最大限に尊重し、実効ある早期の解決を要望する。</p>	<p>ご要望に沿えるように、本方針案に基づき、民間事業者の選定手続を進めてまいります。</p> <p>なお、個別・具体的ご要望については、民間事業者が決定したあとで、その民間事業者の意向を踏まえて対応していくことになると考えております。</p>
4	<p>本方針案4- (1)・(2)・(3)・(4)等、絶対に厳守をお願いします。旧もみじ台南小学校で地域が利用していた2室は必要となる。また、部屋には遊具・卓球台・戸棚・その他必要用具等無償で設置させていただくとともに、机・椅子等の設置をお願いします。</p>	
5	<p>既に事業者売却が決定しているように聞いているが、事業者の提案する案は所詮営業上有利に進めるために地域交流・地域貢献などを提案するものであつ</p>	<p>旧小学校の跡利用については、本方針案のとおり、民間事業者から公募を行う予定であります。</p> <p>民間事業者の選定にあたっては、審査</p>

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
	<p>て、信用できるものとは思えない。</p> <p>「もみじ台地域の既存資源活用方針（案）の意見募集についてのお知らせ」（平成 23 年 8 月札幌市）で既に意見が出そろっており、あとは業者と住民との意見交換などを行って結論を出す方向で進めてはいかかかと思う。</p>	<p>委員会を設置し、地域まちづくりへの貢献等の評価基準を設けて、総合的に最も評価が高い民間事業者を選定する予定であります。</p> <p>その後、地域住民と民間事業者による継続的な協議を行う場として「仮）地域交流運営協議会」を設置する予定です。</p>
6	<p>旧小学校の跡利用計画については、地域の人達が自主的な活動をできるように、空室や体育館などのスペースを使用しやすいよう希望する。また、事業者が経営を続けられなくなった時の札幌市の対応策があると良いと思う。</p>	<p>ご要望に沿えるように、本方針案に基づき、民間事業者の選定手続を進めてまいります。</p> <p>また、民間事業者から提案された事業計画の履行等を担保する方法として、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 579 条に規定する「買戻しの特約」を 10 年間、付す予定です。</p>
7	<p>①発達障害の未就学児童の遊び場、その親の交流場所</p> <p>発達障害児とその親が安心して遊べる公共の場所がない。小学校の一部屋ということは発達障害の未就学児童にとって練習になると思う。横浜にはラポールという施設があって、そこのプレイルームにはチャレンジタイムといって障害児とその親だけが使える時間がある。そういう一部屋をこの企画で率先して作ってほしい。</p> <p>②発達障害の就学児童の居場所</p> <p>発達障害の就学児には放課後の居場所を小中高等とわけて開放してもらおうと、集団の苦手な特性のある子ども達にとって安心して過ごせる場所になるはずである。</p>	<p>「4 旧小学校の跡利用計画」の「(3) 地域連携・貢献の内容」の具体的内容については、民間事業者から提案をいただくこととしており、本市が特定の機能を求めることは考えておりません。</p> <p>なお、ご意見については、今後の市政の参考とさせていただきます。</p>

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
8	<p>旧もみじ台南小学校を以前のように活動の場にしてほしい。</p> <p>我が子が通学していたマンモス学校が閉校になり、あまりにも短命で寂しい。せめて自分が、活力があり活動できる元気なうちに子どもが戻って来るようなまちづくりに努力しなければならない。</p> <p>新設した我が老人クラブは、昨秋、急に旧もみじ台南小学校が使用禁止となり、今は文化系の活動が地区の集会所で細々と活動しているが、体育系などは、全く場所が無く休止して、組織は廃止の状態。</p> <p>旧もみじ台小学校は、もみじ台北方面地域の方々に検討してほしい。</p>	<p>民間事業者の公募にあたっては、地域交流スペースの設置を条件といたします。</p>
9	<p>旧もみじ台南小学校で、いろいろな活動をしていたので、私達の活動のためにお願いします。</p>	
10	<p>札幌市の基本どおりに進むならば、民間事業者の選定で置く審査委員会の委員には、身近な地域を知る我々の中から、ぜひメンバーにしてほしい。</p>	<p>審査委員会の委員構成については検討中です。また、選定手続の方法についても検討中です。</p>
11	<p>民間事業者を選定する際の審査委員会には、ぜひとも住民の代表者を数名加え、公聴会のような機会を設けてもらえないか希望する。</p>	

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
12	旧もみじ台南小学校の閉校で地区住民の多くの人々の活動の場がなくなり、跡地にコミュニティセンターを強く希望している。今まで旧もみじ台南小学校で活動を続けてきたが、交流の場は大幅に衰退している。また、今まで大規模災害時の住民の避難場所だったので大変困る。	これまでに本市の公共施設として活用できないか、地域まちづくり部会等が出されたご意見を踏まえ、本市の内部で検討してまいりましたが、活用できないという結論に変わりはありませんので、ご理解願います。 なお、民間事業者の公募にあたっては、
13	旧もみじ台南小学校は、公共的施設として使用していただきたく思う。 また、地域で使用できるスペースを確保してほしい。	地域交流スペースの設置、地域防災への協力等を条件といたします。
14	本方針案の意見募集についてのチラシがポストに入っていたが、本気で意見を募集する気で作っているのか。こんな抽象的な案で、どんな意見を求めているのか全く疑問である。無駄な支出をしているように思う。 旧小学校の跡利用計画について、地域の課題解決や活性化が図られるなど地域のまちづくりへの貢献が条件とされているが、具体的に条件があるならば開示してほしい。また、この条件を何年確約できるのか。事業者が何十年も事業を続ける保障があるのか。 以上のようなことから、市が自治会などを指導する形か、話し合いか、自治会が運用していく方法を検討したことがあるのだろうか。検討してほしい。	もみじ台地域の全戸に配布した「札幌市からのお知らせ」は、紙面の都合上、本方針案の概要を記載したうえで、ご意見の募集について地域の皆様に周知を図るためのものであります。なお、本方針案そのものは、もみじ台まちづくり会議、地域まちづくり部会及び同部会サポーターの皆様に配布したところです。 民間事業者の公募にあたっては、本方針案「4 旧小学校の跡利用計画」の「(3) 地域連携・貢献の内容」のとおり、地域交流スペースの設置、スポーツ交流機能の確保、地域交流事業の実施、地域防災への協力、(仮) 地域交流運営協議会の設置を具体的な条件としております。 また、民間事業者から提案された事業計画の履行等を担保する方法として、民法(明治29年法律第89号)第579条に規定する「買戻しの特約」を10年間、付す予定です。 本市が所有し自治会が運営していく施設とすることを含め、これまでに本市の公共施設として活用できないか、地域まちづくり部会等が出されたご意見を踏ま

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
		え、本市の内部で検討してまいりましたが、活用できないという結論に変わりはありませんので、ご理解願います。
15	地域連携・貢献の内容として発表された方針が着実に実施されるように切に望む。約束を守ってこそ信頼関係が築かれる。市民と行政の信頼関係があつてこそ、新しい公共を実現できると信ずるからである。	ご要望に沿えるように、本方針案に基づき、民間事業者の選定手続を進めてまいります。
16	人と接するのが苦手、集団を苦手とする方々が年齢を問わず足を運べる場が必要と考える。高齢者、児童、子育て支援などを目的とする活動団体が、例えば病院・商店・図書館などと、1か所で各々の目的で活動できれば、自然発生的に交流が生まれてくると思う。学校というのは建物としても場としても最適である。建物の管理と主軸となるマッチング機能をもった企画者（事業者）を民間に委託し、スムーズに交流ができるようにしてもらえたらと思う。	旧小学校については、本方針案のとおり、民間事業者へ有償で譲渡する予定ですので、ご提案の内容で民間事業者に委託することは考えておりません。



○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
17	<p>もみじ台地域には、大地震が発生した時に、地域住民が安全に避難できる大型公共施設が全くない。それなのに札幌市は、確かな避難施設になる公共施設を地域に造らないのであれば、行政はいらない。旧もみじ台南小学校については、現状の民間事業者売却の方針を凍結して、例えば、災害対策緊急用品備蓄センター・地域住民のための貸室・高齢者単身者介護付賃貸住居施設等の公共施設として再生するよう見直しをするべきである。</p>	<p>これまでに本市の公共施設として活用できないか、地域まちづくり部会等が出されたご意見を踏まえ、本市の内部で検討してまいりましたが、活用できないという結論に変わりはありませんので、ご理解願います。</p> <p>なお、民間事業者の公募にあたっては、地域防災への協力を条件といたします。</p>
18	<p>旧もみじ台南小学校は、立派な施設であり、地域の拠点になり得るので、まちづくりのための公的な施設として利用できるように進めてほしい。</p>	
19	<p>旧もみじ台南小学校は、これまで地域活動の拠点として、開放教室や体育館が頻繁に利用されてきた。利用にあたっては、各種の機械・器具や椅子・机などの保管が必要である。もみじ台管理センターでは、それができないし、体育館的機能もない。また、防災資機材や災害時備蓄物の格納も不可能である。</p> <p>地域交流・スポーツ交流・地域防災の必要性はますます高まっているので、スペースを確保してほしい。事業者の使用部分と競合するスペースについても、一定の条件を付して、確実に住民の利用が担保されるようにしてほしい。光熱水費を含む利用料金を極力抑えて、活発な地域活動が醸成されるよう配慮してほしい。</p>	<p>民間事業者の公募にあたっては、地域交流スペースの設置、スポーツ交流機能の確保、地域防災への協力を条件とするほか、施設の開放について低廉な料金を設定し、収益を過度に求めないようにいたします。</p>

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
20	<p>旧小学校は学校であったので、民間に譲渡するのではなく、地域の皆さんに開放し、学校全体でなくても一部でも集会施設・憩いの場などに利用してほしい。意見を求めるのではなく、実際に2～3年活用してもらい実績をみること。空室部分があっても、町内会管理でしてもらおう。</p> <p>結論を急がず、地域の皆さんの公共の場として活用してもらい、実績をみて、どうするかを考えた方がよいのではないかな。</p> <p>公共的施設として転用できないか考えてはどうか。2～3年町内会で公共的施設として試用してもらおうと、転用先があるかもしれない。管理費は工夫して都合してもらいたい(町内会に委託など)。</p> <p>事務所用として貸し出してはどうか。駐車場はグラウンドを活用。バスも10分ごとに走っている。</p>	<p>これまでに本市の公共施設として活用できないか、地域まちづくり部会等で出されたご意見を踏まえ、本市の内部で検討してまいりましたが、活用できないという結論に変わりはありませんので、ご理解願います。</p> <p>したがって、数年間であっても、公共施設として試用する考えはございません。</p> <p>また、旧小学校は、本方針案のとおり、民間事業者へ有償で譲渡する予定ですので、事務所として貸し出すことも考えておりません。</p>
旧小学校の跡利用に関する提案等 (3 件)		
1	<p>旧もみじ台南小学校の校舎が、地域の子どもたちからお年寄りまで地域社会と住民に希望と喜び、安心感とやすらぎを与えるセンターとして用いられることを願います。</p> <p>校舎が当団体に譲渡されれば、次のようなビジョンをもって、札幌市と地域住民の意見を聞きながら真実に運営したいと思う。</p> <p>新名称：もみじ台南ビジョンセンター</p> <p>1 老人のための計画</p> <p>(1) 老人大学の運営(週4日)</p> <p>(2) ケアハウスの運営(支える家族のいない方々を受け入れる)</p> <p>2 子どものための計画</p>	<p>今後、旧小学校の跡利用に係る民間事業者を公募いたしますので、ご希望される場合には、ご応募いただきたいと思いますと考えております。</p>

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
	<p>子どもと母親のためのサークル・子どもたちのための保育園・小学生のための学童の運営</p> <p>3 無料展示館の計画</p> <p>4 図書館の計画</p> <p>5 文化教室の計画 音楽教室・料理教室・語学教室・芸術教室・生け花教室・スポーツ教室の運営</p> <p>6 国際交流の計画</p> <p>7 相談室の計画 子ども・青少年・家庭問題・カルト問題のための相談室の運営</p> <p>8 結婚・再婚希望者のための計画 結婚、再婚を希望する方々への交流の場と結婚式場の提供</p> <p>9 葬儀式の計画 葬儀式場の提供</p> <p>10 親を失われた被災地の子どもたちのための計画 東日本大震災で親を失った子どもたちのためのケア施設の運営</p>	
2	<p>北海道の代表的な住宅団地の造成として成功したもみじ台団地は、今、高齢化社会となり、新たな高まいなコンセプトで団地住民の活性化を目指さなければならない。団地の平均所得水準を少しでも高められる意義ある新たな近隣サークルジョブを提案する。</p> <p><b>【仕事の条件】</b></p> <p>1 老人・女子が容易に従事でき、そして社会的に高い評価を得、また、尊敬される価値ある製品の生産作業集団。そして毎年生産量を増大すること。</p>	<p>札幌市が地域住民に呼びかけ、もみじ台地域において合同会社を設立するというような考えはありません。</p> <p>今後、旧小学校の跡利用に係る民間事業者を公募いたしますので、ご希望される場合には、ご応募いただきたいと思いますと考えております。</p>

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
	<p>2 エネルギー効率を身近に高められる製品の生産作業。小さな規模でも世界初で、世界中に普及できる製品の生産。</p> <p>3 地球環境改善に役立つ事業であること。</p> <p>新たな太陽熱集熱機器の唯一の生産基地をもみじ台に設けるチャンスと思う。</p> <p>その事業をもみじ台地域の住民に呼びかけ、「もみじ台ソーラーシステム合同会社」を設立する。その社員が出資し、金融機関より借入れを行い、札幌市も助成して新事業を立ち上げてほしい。</p>	
3	<p>対象全施設について、以下のような事業を運営する団体（企業、NPOその他の団体）に低廉な価格で貸し出す。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>地域の高齢者、母子世帯等の生活支援をネットワーク化した（シルバー）人材を用いて実施する、（仮称）もみじ台生活支援隊を運営する。</p> <p><b>【運営の具体的内容】</b></p> <p>配食・高齢者安否確認・日常生活用品等購買支援等</p>	<p>旧小学校は、本方針案のとおり、民間事業者へ有償で譲渡する予定ですので、ご提案の内容で民間事業者に貸し出すことは考えておりません。</p> <p>また、本方針案は、もみじ台地域の課題解決や活性化を目的としておりますので、いただいたご意見も参考にしながら、もみじ台管理センターを有効に活用できるよう努めてまいります。</p>
<b>検討過程に関する意見 (3 件)</b>		
1	<p>もみじ台まちづくり会議地域まちづくり部会で 9 回も検討されていながら、その結論が出ていないのに、全市各家庭に本案を個別に配布し、意見を募集する必要があるのか、無駄な支出ではないのか。また、「意見記入シート」を配布せず、公的施設に取りに行かなくてはならないことや、Eメールでの回答を求めること等の役所的発想を止めてはどうか。</p> <p>同部会は、市側の売却ありきの一方的</p>	<p>旧小学校の跡利用については、地域まちづくり部会での 9 回の会議において意見交換等を行っており、いただいたご意見を踏まえて、本方針案を作成しております。</p> <p>本方針案は、全市の各家庭には個別に配布しておりませんが、札幌市の他の郊外住宅地にも関係がある内容であることから、「札幌市パブリックコメント手続に関する要綱」（平成 16 年 6 月 21 日市長決</p>

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
	<p>な官主導の聞き置く会議となっており、地域住民の意思を確認することなく、旧小学校を売却の方向に誘導している。これは、札幌市自治基本条例第 23 条に違反しているのではないかと。もし違反しているのであれば、今までの部会は全て無効となり、売却の是非について同条例に定める住民投票を実施し、その可否を問うべきである。</p> <p>副市長以下の職員は、地方公務員法にのっとり、公僕の意味を今一度熟慮して、住民目線で市政の執行にあたってほしい。</p> <p>旧小学校の跡利用について、公的施設としての活用を 2 回も検討しながら、活用する部局がないとして、一方的に売却ありきと決定したとあるが、どの程度住民目線で総合的に真剣に検討したのか疑問である。</p> <p>【例】</p> <p>厚別区を南、北にわけ、まちづくりセンターを設置し、もみじ台を南センターの範囲としているが、人口、距離的に考慮して、旧もみじ台南小学校をもみじ台まちづくりセンターとして 3 区分し、住民サービスとまちづくりに寄与させてはどうか。旧もみじ台小学校については、北地区住民に異存がなければ売却も可とする。</p>	<p>裁) に基づき、全市民に対し意見を募集いたしました。なお、「意見記入シート」や E メールでの回答方法も、同要綱に基づくものであります。</p> <p>また、本方針案の「4 旧小学校の跡利用計画」は、民間事業者に求める内容を示しており、これまでの地域まちづくり部会等でいただいたご意見を踏まえて作成したものであります。</p> <p>これらの本市の取組については、札幌市自治基本条例(平成 18 年条例第 41 号)の趣旨に沿ったものと判断しております。</p>
2	<p>まちづくり会議の部会では、1 年半を経過した今日に至るも、多数の部会員が、「学校跡の民間事業者売却案」については全体としての合意に至らず、話し合いが継続の渦中にある。もみじ台南地区の住民は 7 年以上も学校を「社会教育活動</p>	<p>旧小学校の跡利用については、地域まちづくり部会での 9 回の会議において意見交換等を行っており、いただいたご意見を踏まえて、本方針案を作成しております。</p> <p>本方針案は、札幌市の他の郊外住宅地</p>

○ 旧小学校の跡利用計画について (26 件)		
番号	意見概要	札幌市の考え方
	<p>の場」として使用してきた。このような現時点で、なぜ今、全市民を対象とした意見募集を行うのか。</p> <p>市が現時点で全市民を対象に意見を求める意図は、来年以降に廃校を予定される地域の住民要望に対する事前の布石以外の何ものでもなく、意見を聞くことよりも、全市民に対し、市の姿勢を誇張する意図がうかがえる。</p> <p>今、市が行うべきことは、全市民に意見を問うことよりも、まずは、もみじ台地域住民の意見集約を図りながら、市側から提示している内容が一日も早く円満に解決するよう「もみじ台管理センター」の問題を念頭において住民側との話し合いを進める努力をすることではないか。</p> <p>全市民に意見を聞きたいのなら、地域住民の意見も併記して全市民に問うべきである。市の方針の全てが、最善の解決策と考える問い方は、札幌市自治基本条例の基本に反するやり方である。</p>	<p>にも関係がある内容であることから、「札幌市パブリックコメント手続に関する要綱」（平成 16 年 6 月 21 日市長決裁）に基づき、全市民に対し意見を募集いたしました。</p> <p>また、本方針案の実現に向けて、今後とも地域住民との話し合いは継続して進める予定であります。</p> <p>なお、これまでの本市の取組については、札幌市自治基本条例（平成 18 年条例第 41 号）の趣旨に沿ったものと判断しております。</p>
3	<p>本方針案には、過去 1 年以上にわたり、もみじ台地域住民と話し合いを進めてきた経緯と双方の意見、特に、地域住民の希望や提案内容・意見に対して、市側がどう対処してきたのかを何も周知されていない、もみじ台地域以外の市民に意見を求めても、判断する資料、住民の提案などが全く説明がされていない市の事務処理経過と今後の予定処理案では、市は市民から何を聞いたのか。多額の予算を投じて意見を聞く問題なのかは甚だ疑問である。それよりも、もみじ台地域住民とじっくり話し合い、住民の合意を得ることが先決ではないか。さらに、地元住</p>	<p>旧小学校の跡利用については、地域まちづくり部会での 9 回の会議において意見交換等を行っており、いただいたご意見を踏まえて、本方針案を作成しております。</p> <p>本方針案は、札幌市の他の郊外住宅地にも関係がある内容であることから、「札幌市パブリックコメント手続に関する要綱」（平成 16 年 6 月 21 日市長決裁）に基づき、全市民に対し意見を募集いたしました。</p> <p>なお、旧曙小学校の跡利用は、平成 19 年度に策定した「第 2 次札幌市新まちづくり計画」の中に位置づけ、全市民に対</p>

○ 旧小学校の跡利用計画について（26件）		
番号	意見概要	札幌市の考え方
	<p>民の意向を何も知らない、地域以外の市民から意見を求めるのは、市の本音が見え隠れしているようで大変不自然なやり方だ。</p> <p>市は、中央区の旧曙小学校跡を何億円という公費を投じて文化団体や地域住民の活動の場として利用する「アート・コミュニティーセンター」を創ったが、この決定前に市は、中央区以外の全市民に対して意見を求める手続きを取ったのか。</p>	<p>し意見を募集いたしました。</p>

○ もみじ台管理センターの活用について（3件）		
番号	意見概要	札幌市の考え方
1	<p>もみじ台管理センターは、旧小学校の機能を発揮させたうえで、まちづくりセンターを中心にもみじ台全体の繁栄に活動してほしい。</p>	<p>もみじ台管理センターについては、旧小学校の跡利用における管理運営者や地域の各種団体との連携を図り、それぞれの施設が効果的に機能していくことを目指してまいります。</p>
2	<p>もみじ台管理センターは絶対に残してください。</p>	<p>もみじ台管理センターについては、廃止や、民間事業者への譲渡は考えておりません。</p> <p>また、現状の機能を維持することに変わりはありません。</p>
3	<p>もみじ台管理センターは、これまでどおり（財）札幌市住宅管理公社が所有、管理することが望ましいのではないか。</p> <p>同センターは、貸室や図書館、交流スペース、駐車場などにより構成され、地域住民のコミュニティ活動の拠点として、公民館と同等の機能を果たしている。さらに、最近では地域のニーズに対し、同センターの管理者が主催する取組が増えている。会議室などを地域住民に利用</p>	<p>もみじ台管理センターを所有・管理している（財）札幌市住宅管理公社（以下、「公社」という。）からは、札幌市に対し、同センターの寄付の申し出がなされております。</p> <p>同センターの管理運営者が公社から他の団体へ移行しても、同センターの現状の機能を維持しつつ、これまで以上に有効に活用できるよう、札幌市としても、今後、地域まちづくり部会等で意見交換</p>

○ もみじ台管理センターの活用について（3件）

番号	意見概要	札幌市の考え方
	<p>されるという受動的な側面だけではなく、同センター自身が主体的に地域住民のニーズに働きかけるという能動的側面も併せ持っている。</p> <p>7割以上のもみじ台の住民は市営住宅に居住している。公社は、いわば彼らの「大家さん」として長年もみじ台の住民にかかわってきた地域関係団体である。</p> <p>また、行政、自治会などの地域関係機関、ボランティア機関、地域の商工会と密接に連携している。</p> <p>以上のような、同センターの所有運営状況をみると、公社を管理運営から撤退させて新たに指定管理者を公募するのではなく、現状の所有・管理運営体制を維持することが、もみじ台の地域問題を解決することにつながるのではないかと考えられる。</p>	<p>を行いながら検討を進めてまいります。</p>



○ その他の意見（11件）		
番号	意見概要	札幌市の考え方
旧小学校の暫定利用に関する要望等（2件）		
1	旧小学校は、4月の閉校後、相当の予算をかけ鉄柵で囲い出入りができないようにしているが、閉鎖されてから5か月になるのに使用できない状況である。本件が決定するまでの間、使用させるのが地域住民のニーズに応えた行政と思われるがいかがか。人が大事か物が大事なのかの考えである。	旧小学校は、学校としての用途を終えており、学校の存在を前提として市民の利用に供する制度である学校開放事業又は学校の目的外使用の対象とすることはできません。
2	旧もみじ台南小学校は、市が売却を予定しているようだが、売却前でも、地域住民が有効に活用できるよう、いち早く門戸を開放してほしい。	
市政全般に関する意見・要望等（9件）		
1	もみじ台地域の10年後の人口動態はどのように推移するか教えていただきたい。	札幌市では、平成42年（2030年）までの全市の将来人口について推計を行っており、その結果を市長政策室のホームページにおいて公表しておりますが、もみじ台など、個別の地域についての推計は行っておりません。 【ホームページ URL】 <a href="http://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/kihon/index.html">http://www.city.sapporo.jp/kikaku/vision/kihon/index.html</a>
2	この団地の中心はもみじ台管理センターのある場所だと考えるので、旧小学校の売却代金をあてて、もみじ台管理センターの地区を整備拡充して、以下の施設を付設する。 ・中学校2校を統合し、中高一貫校を設置する。 ・市営住宅の更新の際は高層化し、その余剰地には民間事業者の有料高齢者住宅を整備させる。 ・戸建住宅の住替えを促進するため、仮）高齢者住宅買取機構などを設立	もみじ台管理センターの地区の整備拡充は予定しておりませんが、ご意見については、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。

○ その他の意見（11件）		
番号	意見概要	札幌市の考え方
	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の医療機関を管理センター地区に統合する。</li> <li>・ミニ映画館、コンサートホール等を設置する。</li> </ul>	
3	<p>現状では町内会役員はいやいやながら選任され、短い任期で前例踏襲の事業のみでこと足りるという考え方が強く、市側もいわゆる協働の気迫に乏しく、その指導性と支援が無いため、何もできない名ばかりの自主、自立に欠けた自治会となっていることを憂慮している。自治会組織のあり方、助成金の増額、役員に対する実態的な指導と役員手当の配分などを熟慮し、成熟したコミュニティ化していくことが急務である。班や分会ごとのふれあいや生きがいを話題にすることによって、全町、全市的に市政の進むべきランドデザインが確立でき、実現できるものと信じている。また、そうなるよう住民とともに市職員も汗をかいて努力すべきである。</p>	<p>ご意見については、今後の本市の取組にあたっての参考とさせていただきます。</p>
4	<p>市の財政負担軽減のため旧小学校を売却するとのことであるが、経営者（市長）の責任ある行動としては、その前に行政のスリム化や、無駄な経費の徹底的削減など、見直すべき課題が山積していることを考慮し、その実現、改善に向けて努力することが急務である。学校を売却することは、将来の札幌市として禍根を残すだろう。</p>	<p>旧小学校の民間事業者への有償譲渡は、本方針案のとおり、地域の課題解決や活性化を図ることを目的としており、行政のスリム化や経費削減等についてのご意見は、今後の市政の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>旧小学校は、経費削減のため売却するという大義のようだが、無駄遣いを減らすところは他にあるのではないか。市議や市職員数の検討はしているのか。地下</p>	

○ その他の意見（11件）		
番号	意見概要	札幌市の考え方
	鉄の防護柵は無駄であり、費用対効果を考えたのか。	
6	<p>歩車道分離が、今日の交通事情に合っているのかが疑問である。団地内のアクセスを見ても、車がなければ成立しない。</p> <p>初期に建てられた集合住宅は、減築で各戸の占有スペースを広げるとか、階数を減らし、構造基準を満足させる必要がある。</p> <p>この団地で育った高学歴の若者達が、そのまま本州企業に留まり、Uターンが望めないことが、子どもの減少と高齢化を招いていると思われる。</p>	ご意見については、今後のまちづくりの参考とさせていただきます。
7	人口減少・少子高齢化対策として、その他の地域との関係からもみじ台地域を特区と位置付け、市営住宅の入居基準を見直していただくことがより有効な方法と考えられる。	
8	もみじ台南地域は、今、急速に高齢化が進んでおり、高齢者住宅地区のモデル団地計画を造っていただくように、札幌市にぜひお願いしたいと思っている。	
9	市営住宅の建替時に高層化するか、市内全域に移動して、空いた土地を50坪ぐらいの買いやすい価格で分譲したらどうか。若い人が買わないだろうか。	

**【お問い合わせ先】**

札幌市市民まちづくり局都市計画部地域計画課調整担当

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 5階北側

TEL : 011-211-2545 FAX: 011-218-5113

E-mail : [toshikeikaku@city.sapporo.jp](mailto:toshikeikaku@city.sapporo.jp)

市政等資料番号 : 02-A01-11-1039